

## 移送サービス事業

『病院に行きたいけれど、バスに乗ることができない』『車いすのおじいちゃんをうちの車じゃ病院に連れていけない』

こうしたことで困ったら、相談してください。社協には移送サービスがあります。

### <ご利用できる方>

公共交通機関などを利用しての移動が困難な高齢者（要介護・要支援状態）や障害者の方が利用できます。なお、ご利用の際は、原則として付き添いの方が必要です。

### <利用料金>

1 kmにつき、150円です。また、村外への移送の場合、空車料金として1回の派遣につき150円をいただきます。利用料は、利用した翌月上旬に請求書を発行致します。

### <行ける場所は>

病院、施設、公共機関等、片道約30kmの範囲まで行くことができます。また、発着地のどちらかが清川村内である必要があります。

### <その他>

土日、祝祭日、年末年始はお休みです。



### <問い合わせ>

清川村社会福祉協議会

☎287-1118

担当 大橋